

役職員旅費規程

役職員旅費規程

- 第 1 条 土地改良区の役職員が用務により旅行するときは、旅費を支給する。
- 第 2 条 旅費支給の起点は、役員については居住地、職員については事務所とする。
- 第 3 条 旅費は、概算額を前渡しすることができる。
- 第 4 条 理事長は、特別の事情があると認めた場合は、実費相当額を支給し、又は打切り旅費を支給することができる。
- 第 5 条 この規程による旅費支給の金額及び方法については、事務所所在地の近江八幡市職員の旅費に関する条例を準用する。

附 則

この規程は、平成14年6月1日より施行する。